



2020年11月19日

各位

会社名 株式会社エスユーエス
代表者名 代表取締役社長 齋藤 公男
(コード番号：6554 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 浅田 剛史
(TEL. 075-229-7400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年11月19日開催の取締役会において、2020年12月23日開催予定の第22回定時株主総会に付議する定款の一部変更を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条(目的)について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (2) その他、現行定款の規定の主旨を維持しつつ、会社法及び関連法令に合わせた用語及び引用条文の変更を行うとともに、全般にわたり構成の整理及び字句の修正、条数の変更等、定款全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>自動車工作機械、家庭用電気製品製造機械、産業用ロボットの設計</u>	(1) <u>労働者派遣事業</u>
2. <u>運搬機械・搬送機械装置の設計</u>	(2) <u>有料職業紹介事業</u>
3. <u>自動制御装置の設計・制作・販売</u>	(3) <u>AR技術及びVR技術を応用した事業</u>

4.	<u>前各号に関する技術教育及び技術情報の提供</u>	(4)	<u>ITコンサルティング事業</u>
5.	<u>下記業務の請負</u>	(5)	<u>HRテクノロジー事業</u>
①	<u>建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検・保守・管理</u>	(6)	<u>人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画、開発、販売に関する事業</u>
②	<u>金属工作機械製造業</u>	(7)	<u>各種情報の収集・企画及び販売に関する事業</u>
③	<u>自動車製造業及び自動車部品・付属品製造・検査業務</u>	(8)	<u>各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業</u>
④	<u>電気製品（音響用・映像用・照明用・厨房用・冷暖房用）の製造・組立</u>	(9)	<u>コンピューター関連機器、ソフトウェア及びハードウェアならびにシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸、保守管理及び輸出入ならびにこれらの代理に関する事業</u>
⑤	<u>梱包・包装作業</u>	(10)	<u>ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業</u>
⑥	<u>発電機製造業</u>	(11)	<u>情報システムの開発、設計及びプログラムの作成ならびにこれらの保守に関する事業</u>
⑦	<u>変圧器製造業</u>	(12)	<u>機械、装置、器具または機械により構成される設備の設計または製図に関する事業</u>
⑧	<u>開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業</u>	(13)	<u>生産、製造及びその他の各種業務アウトソーシング事業</u>
⑨	<u>金属メッキ加工業</u>	(14)	<u>各種教育、訓練、研修に関する事業</u>
⑩	<u>プラスチック成型加工業</u>	(15)	<u>コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業</u>
⑪	<u>医薬品製造業</u>	(16)	<u>各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業</u>
⑫	<u>木製建具・建築用木製組立材料製造業</u>	(17)	<u>起業家支援に関する事業</u>
⑬	<u>コンクリート製造業</u>	(18)	<u>前6号から16号についての受託、請負業務及び技術提供</u>
⑭	<u>染色整理業</u>	(19)	<u>前各号に関連または付帯する一切の事業</u>
⑮	<u>水産食料品・乳製品・冷凍調理食品製造業</u>		
⑯	<u>セラミック製品研磨・検査業務</u>		
⑰	<u>経理事務処理・コンピューター・システムの操作技術・事務業務処理</u>		
⑱	<u>半導体使用装置及び半導体製品の制御装置の製造に関する、ハードウェアの開発、設計並びに同装置の保守・保全</u>		
⑲	<u>販売促進に関する情報資料の収集、企画及び販売</u>		

6.	<u>経営コンサルティング</u>
7.	<u>企業における雇用管理及び職業問題に関する情報提供、委託による求職情報に関する資料の作成</u>
8.	<u>企業間の提携に関する仲介コンサルティング業務</u>
9.	<u>各種講演、セミナーの開催</u>
10.	<u>コンピューターのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに保守に関する業務</u>
11.	<u>一般労働者派遣事業</u>
12.	<u>有料職業紹介事業</u>
13.	<u>インターネットを利用または集合しての次の教育事業</u>
①	<u>IT系、電気・電子系、機械系技術向上のための教育</u>
②	<u>財務、経理の知識向上のための教育</u>
③	<u>職業人として必要な資質向上のための教育</u>
14.	<u>心理テストの販売、分析業務受託</u>
15.	<u>起業家支援</u>
16.	<u>インターネットサイトの開発・コンサルティング業務</u>
17.	<u>製造、開発、設計に係る業務受託</u>
18.	<u>インターネットを利用した以下のサービス提供</u>
①	<u>クーポン、チケット及びその他物品の販売・仲介</u>
②	<u>人事評価・測定ツールの提供</u>
③	<u>人材の採用管理ツールの提供</u>
④	<u>ソーシャルゲームの企画・開発・運営</u>
19.	<u>前各号に付帯する一切の事業</u>

<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (記載省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p>2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (記載省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>1単元の株式数は100株とする。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は100株とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p>
---	--

<p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 (記載省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する<u>請求、届出等の手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び<u>手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (記載省略)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた</p>

<p style="text-align: center;"><u>序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかか<u>る</u>情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (記載省略)</p> <p>2. <u>前項の場合は、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (記載省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に<u>記載または表示すべき事項に係る</u>情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>2. (記載省略)</p> <p>3. 取締役の選任<u>については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (記載省略)</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (記載省略)</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p>
---	---

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 (記載省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 3 5 条 (記載省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 3 6 条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 3 7 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 役員の責任制限</p> <p>(取締役会決議による責任免除)</p> <p>第 3 8 条 当社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、役員等 (会社法第 4 2 3 条第 1 項に定めるものをいい、役員等であったものを含む。)</u>の<u>会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令</u></p>	<p><u>度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 3 6 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 3 7 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 3 8 条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>(責任限定契約)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (記載省略)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第41条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第42条 (記載省略)</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第43条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第40条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第41条 (記載省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年12月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年12月23日(予定)

以 上